

のうせい 佐用

農業委員会だより

第 61 号

令和 3 年 8 月 5 日発行

佐用町農業委員会

TEL.82-0667 (農林振興課)

FAX.82-0017

ちくさ刊



さようジャンボピーマン部会（会員 7 名）によるジャンボピーマンの出荷が、7 月 9 日から始まりました。

ジャンボピーマンは一般的なピーマンに比べて、ジューシーで甘く、肉厚です。

また、カロテンやビタミン C などが豊富に含まれています。

同部会の栽培するジャンボピーマンは安全・安心で個性や特長があるとして「兵庫県認証食品」に登録されており、町内の学校給食にも使われています。



左から三枝時彦さん、横野充さん、横野裕子さん

◎生産者にインタビュー

株式会社さよひめ営農（本位田甲）

今月号は、水稲・露地野菜を中心に栽培・販売されている株式会社さよひめ営農を紹介します。

7月上旬、本位田甲の株式会社さよひめ営農を訪問しました。代表取締役の三枝時彦さんは、令和2年3月に勤めていた会社を早期退職後、同年5月に株式会社を設立。横野裕子さん、横野充さんとともに農業経営を行っています。本位田や円應寺、東中山、奥長谷など広域で活動しており、水稲5畝、露地野菜5畝を栽培。将来的には10畝の経営を計画しています。また、就農分野の地域おこし協力隊員を受け入れ、新規就農者の育成にも力を入れています。

法人化

農業は生きていく上で欠かせない「食」につながる産業です。しかし現在の農業は、担い手の不足や農機具などの高額な設備投資に対し、農作物の単価が低いなど、経営が難しいものになっています。代表の三枝さんは、父親の農地を引き継ぐ際に、これから永続的

に農業を続けるには、自立できる農業の形を確立することが大切であると考え、世襲に限らず継承できるよう法人化を行いました。

お客様に直接届ける販売

同社は近隣のコンビニや道の駅などへの出荷の他、阪神間の八百屋、食堂へ直接取引しています。これにより収益性が高くなるとともに、お客様の「美味しい」という声、要望やアイデアが直接届き、やりがいにもつながっています。

また、口コミにより新たな顧客が増え、現在では東京や神戸からの注文も入るようになりました。

しかし、人気が上がるにつれ品切れになることもありました。直接取引では計画的に栽培・販売することが必要であり、難しい点でもあります。

農作物へのこだわり

お客様に選んでもらえる農作物

であるためには、高い品質が求められる。同社では、「減農薬」と牛ふん堆肥による「土づくり」に力を入れることで、ファンの獲得を目指しています。

また、都会と田舎、それぞれのニーズをとらえ、多品目の栽培に取り組んでいます。昨年はジャガイモや小松菜といった一般的なものから、のらぼう菜、ルッコラ、自然薯といったものまで約100種類の野菜を栽培しました。

規格外の野菜は、従業員の横野裕子さんが取り組む「帰農塾加工グループveggie」に提供し、加工品になっています。

省力化・効率化を目指して

同社は機械の導入による省力化・効率化を進めており、昨年はおみ摺り機、乾燥機を更新。今年には色彩選別機の導入を計画しています。こういった施設設備だけでなく、ICTを活用したスマート

農業への取り組みを目指しています。

また、ホームページを活用したインターネット販売にも取り組みたいと考えています。

しかし、野菜の鮮度を維持しつつ低コストで届けること、多様な料金の支払い方法など、課題も多くあります。

経営を楽しむ

会社設立から1年が経過し、栽培品種や販売方法、会社の業務形態など、経営において様々な課題がみえてきました。解決に向け、三枝さん一人で考えるのではなく、従業員や地域おこし協力隊員と一緒に「もっとこうすればおもしろいんじゃないか」とあれこれ考え、楽しみながら経営している様子が印象的でした。



ナス収穫の様子



収穫した野菜

農業委員会からの お知らせ

農地パトロールを実施します

農地は食料の安定供給にとって不可欠な資源であると同時に地域にとって大切な財産です。農地を荒らすと病害虫の発生や雑草の繁茂により、周辺の生活環境悪化につながります。

農業委員会は、遊休農地の実態を把握し解消を図るため、町内全域を次のとおりパトロールします。問題のある農地が見つければ是正指導等を行います。遊休農地を発生させないよう適正に管理しましょう。

農地パトロール中は、農業委員・農地利用最適化推進委員と職員が「腕章」「帽子」を着用して農地を巡回します。場合によっては農地付近へ立ち入ることもありますのでご理解とご協力をお願いいたします。

気になる農地がありましたら、事前に農業委員会までお知らせください。

パトロール実施日 8月20日(金)



昨年の農地パトロールの様子

農業者年金に加入しませんか

農業者年金は、農家のための年金です。

農業者の皆様も、農業者年金に加入して、安心して豊かな老後を迎えましょう。

農業者年金の特徴

★農業に従事されている人は誰でも加入できます。

60歳未満の国民年金第1号被保険

者（国民年金保険料納付免除者を除く）であって年間60日以上農業に従事している人は誰でも加入できます。配偶者や後継者など家族農業従事者の方も加入できます。

★保険料は自分で選べ、いつでも見直しできます。

自分が必要とする年金額の目標に向けて、保険料を自由に決められ（月額2万～6万7千円の間で千円単位）、経営の状況や老後設計に応じていつでも見直せます。

★税制面で大きな優遇措置があります。

支払った保険料は、全額が社会保険料控除の対象となり、所得税・住民税が節税になります。（支払った保険料の15～30%程度が節税）

★認定農業者など一定の要件を満たす人には、保険料の国庫補助があります。

認定農業者で青色申告をしている人やその人と家族経営協定を結んだ配偶者・後継者など一定の要件を満たす場合には、保険料の国庫補助（月額最高1万円、通算すると最大で

216万円）があります。

この国庫補助額に見合う年金は、農地等の経営継承をすれば原則65歳から特例付加年金として受給できます。農地等の経営継承の時期についての年齢制限はなく、本人の体力に応じて受給の時期を決められます。詳しくは、農業者年金基金または農業委員会までご相談ください。

☎農業者年金基金

03-3502-3199



許可申請締切日

農地に関する許可申請の締め切りは、毎月末です。

9月委員会分	8月31日(火)
10月委員会分	9月30日(木)
11月委員会分	10月29日(金)